

次期福岡県交通ビジョンで展開する施策（案）（概要）

注) アンダーラインは次期交通ビジョンにおいて新たに位置付ける施策

【基本方針1】世界を視野に九州・山口の一体的発展を支える交通ネットワークをつくる

1 福岡空港、北九州空港の役割分担と相互補完の推進

(1) 福岡空港、北九州空港の機能強化

- 福岡空港の滑走路増設、未就航のアジア・北米・オーストラリア路線等の戦略的な路線誘致、円滑な出入国体制の実現、国際線ターミナルと国内線ターミナル間のアクセス改善、空港運営会社との連携・協力
- 北九州空港を貨物拠点空港とするための滑走路 3,000m への延長の早期実現、北九州空港の航空機産業の拠点化

(2) 福岡空港、北九州空港の連携強化

- 北九州空港における早朝・深夜便や LCC 等の路線誘致、航空貨物の集貨促進
- 福北リムジンバスの運行等の北九州空港のアクセス向上
- 福岡空港と北九州空港のマルチエアポート化
- 福岡高速 3 号線（空港線）延伸の整備

2 国際貿易、国際観光を担うターミナル港湾の整備

(1) 北九州港、博多港の機能強化

- 北九州港、博多港における国際複合一貫輸送の促進
- 北九州港における航路・岸壁等の整備、アクセスの向上
- 博多港における岸壁の整備、臨港道路等の整備、エココンテナターミナルの整備

(2) 県営港湾の整備・利用促進

- 苅田港における航路の整備、新たな工業団地の整備・分譲、利用促進
- 三池港における港湾機能の充実、世界文化遺産としての価値の保全、集荷拡大及び航路誘致
- その他県営港湾の地域の実情を踏まえた整備

3 空港、港湾と県内各地域を結ぶネットワークの強化

(1) 空港、港湾へのアクセス整備

- 福岡高速 3 号線（空港線）延伸の整備（再掲）、東九州自動車道の暫定 2 車線区間の 4 車線化
- 空港、港湾、IC 等の広域交通を担う拠点相互を結ぶ道路網の整備

(2) 物流の円滑化・強靱化

- 広域道路ネットワークによる地域・拠点の連携を確保
- 重要物流道路及びその代替・補完路の整備、特殊車両通行許可不要区間の指定
- 国際 RORO 船航路の誘致や充実化

4 都市と都市、都市と地域を結ぶ交通網の充実

(1) 広域道路ネットワークの整備

- 下関北九州道路の早期整備、福岡高速 3 号線（空港線）延伸の整備（再掲）
- 西九州自動車道の整備、東九州自動車道の暫定 2 車線区間の 4 車線化（再掲）
- 味坂スマート IC（仮称）等のスマート IC や IC アクセス道路の整備、高規格道路を補完する基幹的な道路網の整備

(2) 鉄道ネットワークの強化

- 九州新幹線西九州ルートの利用促進、東九州新幹線の整備構想の促進
- 福岡市地下鉄七隈線延伸区間の開業
- 福岡市地下鉄空港線と JR 福北ゆたか線の接続の検討
- 西鉄天神大牟田線の単線区間の複線化

(3) 地域の自立促進のための道路網の整備

- 地域と広域的な物流結節点の相互アクセス性や物流の効率性を高める道路整備
- IC や駅と観光地のアクセス及び観光地間の相互アクセスを強化する道路整備
- 交通渋滞を緩和し、交通の円滑化を図る道路整備

【基本方針2】未来を見据え、「デジタル」「グリーン」な交通を展開する

1 交通分野のデジタル化の推進

(1) ICT（情報通信技術）等を活用した交通システムの普及

- 自動運転や AI 等を活用したオンデマンド交通等の新たなモビリティサービスの導入
- ICT を活用した公共交通の利便性向上
- 新しい道路交通システム（ITS）の推進

- (2) 交通インフラ分野のDXの推進
 - ・ 災害時のドローン等を活用した交通施設の被害状況の速やかな把握
 - ・ 道路等の交通施設のICTを活用した工事施工や点検作業
 - ・ 港湾における各種情報の一元化、データの有効活用、各種手続きの電子化
- (3) 次世代自動車の普及・促進
 - ・ 多様なFCモビリティの普及と水素の需給バランスを考慮した水素ステーションの整備
 - ・ 充電インフラの整備促進によるEV、PHVの普及
 - ・ 環境に配慮した業務用自動車の購入支援
 - ・ ASV（先進安全自動車）の普及促進

2 地球環境負荷の少ないグリーンな交通の実現

- (1) 道路交通の円滑化の推進
 - ・ 交通渋滞を緩和し、交通の円滑化を図る道路整備（再掲）
 - ・ 自転車道や自転車専用通行帯の整備、自転車通行空間における案内表示の整備（案内看板や路面表示）
 - ・ 大規模自転車道の整備
 - ・ パーク・アンド・ライドの推進等の地域公共交通の利用促進や自転車の利用促進
 - ・ 新しい道路交通システム（ITS）の推進（再掲）、交通状況に応じた信号制御
- (2) 地球環境にやさしい交通手段の普及と利用促進
 - ・ 多様なFCモビリティの普及と水素の需給バランスを考慮した水素ステーションの整備（再掲）
 - ・ 充電インフラの整備促進によるEV、PHVの普及（再掲）
 - ・ 環境に配慮した業務用自動車の購入支援（再掲）
 - ・ パーク・アンド・ライドの推進等の地域公共交通の利用促進や自転車の利用促進（再掲）
 - ・ エコドライブの普及・啓発、「グリーン経営認証」の普及・啓発、「エコドライブ管理システム」の普及・啓発
- (3) 交通インフラ分野の脱炭素化
 - ・ 道路照明の省エネ化、道路緑化等のグリーンインフラの整備
 - ・ 交通渋滞を緩和し、交通の円滑化を図る道路整備（再掲）
 - ・ 博多港におけるエココンテナターミナルの整備（再掲）
 - ・ 苅田港における脱炭素に配慮した港湾機能の高度化
 - ・ 空港施設（照明・航空灯火）のLED化

【基本方針3】住み慣れたところで「働く」「暮らす」「育てる」ことができる持続可能な交通をつくる

1 地域公共交通の維持・確保

- (1) 持続可能で多様かつ質の高い地域公共交通の実現
 - ・ 立地適正化計画及び地域公共交通計画の策定
 - ・ 路線バス、コミュニティバス、離島航路の維持・確保
 - ・ コミュニティバスの実証運行
 - ・ 自動運転やAI等を活用したオンデマンド交通等の新たなモビリティサービスの導入（再掲）
 - ・ 広域地域振興圏を中心とした情報共有や意見交換
- (2) 地域公共交通の利用促進
 - ・ 地域公共交通の利便性向上、イベントの開催や広報啓発活動による利用促進
 - ・ 地域鉄道の活性化
 - ・ パーク・アンド・ライドの推進
 - ・ 列車やバスを観光資源とした観光振興、企画切符の充実
 - ・ タクシーサービスの充実

2 誰もが移動しやすい交通環境の推進

- (1) 目的地へアクセスしやすい交通環境の整備
 - ・ 主要交通施設における多言語表記や無料公衆無線LAN環境等の整備
 - ・ 企画切符の充実（再掲）
 - ・ タクシーサービスの充実（再掲）
 - ・ 外国人旅行客への運転ルール等の周知
 - ・ 自転車道や自転車専用通行帯の整備（再掲）、自転車通行空間における案内表示の整備（案内看板や路面表示）（再掲）
- (2) 歩行空間や公共交通施設のバリアフリー化の推進
 - ・ 道路のバリアフリー化
 - ・ 旅客施設のバリアフリー化
 - ・ 車両のバリアフリー化

3 まちづくりと連携した交通環境の整備

(1) まちづくりと連携した交通網の整備

- ・ 立地適正化計画及び地域公共交通計画の策定（再掲）
- ・ 交通結節点の整備、都市計画道路の整備
- ・ 交通渋滞を緩和し、交通の円滑化を図る道路整備（再掲）
- ・ 道路における植樹帯の設置
- ・ 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用

(2) 生活道路の整備

- ・ 幅員狭小な箇所や歩道未整備箇所の改善
- ・ 交通渋滞を緩和し、交通の円滑化を図る道路整備（再掲）
- ・ 交通量が多く交通事故の危険性が高い通学路等の歩道整備
- ・ 道路標識等の交通安全施設の整備
- ・ ゾーン30プラスの整備

(3) 自転車利用環境の整備

- ・ 自転車道や自転車専用通行帯の整備（再掲）、自転車通行空間における案内表示の整備（案内看板や路面表示）（再掲）
- ・ 大規模自転車道の整備（再掲）
- ・ レンタサイクル、シェアサイクルの普及
- ・ 自転車駐車場の整備

【基本方針4】強靱で安全安心な交通を確保する

1 災害からの早期復旧の実現

(1) 災害からの復旧

- ・ JR日田彦山線のBRTによる復旧、BRT沿線住民に対する二次交通の充実、BRT沿線の観光振興等による利用促進
- ・ 災害により損壊した道路の復旧

2 大規模災害に備えた交通基盤の構築

(1) 自然災害対応能力の向上

- ・ 高規格道路、物流拠点やICへのアクセス道路、重要物流道路、緊急輸送道路等の整備
- ・ 下関北九州道路の早期整備（再掲）
- ・ 道路防災点検と道路防災対策、道路の雨量通行規制基準、規制区間の見直し

(2) 交通施設の耐震化の推進

- ・ 橋梁、主要ターミナル駅、港湾施設、空港の耐震化

(3) 防災体制の強化

- ・ 緊急輸送経路及び輸送手段の確保と九州・山口各県における平時からの情報共有
- ・ 道路の無電柱化
- ・ 交通管制設備の充実、単独制御信号機の滅灯対策
- ・ 「防災道の駅」の整備
- ・ 緊急輸送道路や防災拠点の県民への周知
- ・ 沿岸地域のハザードマップの作成支援

3 交通施設の適切な維持管理の推進

(1) 交通施設の安全性向上

- ・ 交通施設や車両の日常点検、定期点検と補修や応急処置
- ・ 市町村職員に対する橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会の開催
- ・ 路面下空洞調査と陥没危険度の高い空洞の速やかな補修
- ・ 道路の美化・清掃活動の支援

(2) 交通施設の老朽化対策の推進

- ・ 道路や港湾の各個別施設計画に基づく計画的な補修や対策
- ・ PCBを含有する橋梁塗装の計画的な塗り替え
- ・ 鉄道、バスの交通施設や車両等の計画的な補修・更新
- ・ 「警察施設（交通安全施設）の個別施設計画」に基づく計画的な更新、ストック管理
- ・ 信号機電源付加装置の更新

4 安全で安心して暮らすための交通安全対策、飲酒運転撲滅対策の推進

(1) 交通安全対策の推進

- ・ 交通量が多く交通事故の危険性が高い通学路等の歩道整備（再掲）
- ・ 道路標識等の交通安全施設の整備（再掲）

- ・ ゾーン30プラスの整備（再掲）
 - ・ 幼児から高齢者まで、段階的、体系的な交通安全教育
 - ・ 交通事故防止や歩行者の安全確保のための広報啓発活動
 - ・ 悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締り
 - ・ 高齢運転者に対する交通安全教育や広報啓発活動、運転免許証の自主返納制度や返納者への支援制度の周知
 - ・ 高齢歩行者に対する反射材着用促進等の広報啓発活動
 - ・ 運転免許返納者の日常生活を維持するための情報提供
 - ・ 自転車の安全利用のための広報啓発活動や交通指導取締り
 - ・ 電動キックボード等の普及に伴う交通事故防止のための広報啓発活動
 - ・ 事業用自動車の安全運行の確保、車両の安全対策の推進、鉄道の安全確保
 - ・ 鉄道やバスの事故を防止するための安全対策
- (2) 飲酒運転撲滅対策の推進
- ・ 飲酒運転撲滅の日や飲酒運転撲滅週間を中心した交通安全教育、広報啓発活動
 - ・ 飲酒運転を見掛けた際の110番通報義務、事業者の責務等についての周知、飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録の拡大
 - ・ 飲酒運転の実態に即した実効性のある取締りによる徹底検挙
 - ・ 飲酒運転周辺者三罪（「車両等提供罪」「酒類提供罪」「同乗罪」）等の摘発に向けた捜査の徹底
 - ・ 飲酒運転違反者に対する適正飲酒指導や指定医療機関の受診、飲酒行動是正プログラム及び飲酒運転撲滅啓発プログラムによる教育